

第19期

第13回

総会議事録

令和4年5月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年5月17日(火)
2. 開催場所 郡山市総合福祉センター3階 研修
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	出席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨
 【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治
 【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡
 【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時45分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

細山 文昭

署名人

中尾 一明

事務局	<p>ただいまより、第13回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>農繁期で忙しい方、終わった方もいらっしゃると思いますが、終盤に近づいて農作業事故には充分、気を付けていただきたいと思います。</p> <p>暑いので健康にも気をつけてください。忙しい中、出席されていますのでなるべく早く終わりたいと思います。しっかりと審議の方はよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>9番 細山 文昭 委員</p> <p>10番 中尾 一明 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼 一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に追加議案をお配りしております。</p> <p>議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」です。</p>

	<p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は一括贈与、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>渡し人と受け人の関係は腹違いの姉妹です。受け人が家を相続しています。平成元年に父親が死亡し、姉2人が申請地を相続しました。しかしながら、2人とも結婚し埼玉県に住んでおり、相続した土地の現金化が困難であると思い、終活の一環として今のうちに土地を処分したいと考えました。そして実家を相続した妹に贈与するのがいいと考え、今回の申請になりました。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について、付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>5月10日に農業委員会会議室において農業開始の事前審査会を開き、佐久間会長と安藤推進委員、事務局職員とで借人から聴き取り調査を行いました。</p> <p>年齢的に不安がありますので、地元の安藤推進委員とJAの営農指導員にも指導をお願いして参りました。父親の農機具を借りて、祖父母と本人が農作業をし、トマト栽培と稲作をするとのことでした。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>三穂田3番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 農作業は本人と両親、他1名が行います。申請地は農地として適正に管理されております。 これらの農地について調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 この農地について、現地調査しましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。 次に5番と6番の 2件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	5番と6番の2件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人は記載のとおりです。 5番の渡し人は高齢により農地の管理ができないため 受け人に無償贈与することにしました。

	<p>6番の渡し人も高齢により、管理が困難になったため受け人に譲渡したいとのことでした。</p> <p>受け人と息子が農業をしており今回、譲渡を受ける農地が自宅の近くであることから経営拡大に条件が良いため、買うことにしました。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番と6番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番と6番の2件について、許可と決します。</p> <p>次に7番から10番までの4件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村7番から10番までの4件について、調査結果を報告いたします。まず7番ですが、この件は農業開始です。</p> <p>5月10日、事務局会議室において事前審査を行いました。申請人は以前、親が経営するコンビニに社員として勤めていました。農業、特に野菜の生産に関心を持ち、また生産した野菜等をコンビニで販売するための計画を立てました。</p> <p>栽培の技術を得るため、郡山市の園芸カレッジで1年間、研修したそうです。地元協力者から約50aの畑を借りて法人として耕作します。</p> <p>申請人は農業相談日に2回来て相談しており、また将来の計画も具体的に持っていて許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に8番と9番ですが交換の申請になります。 これはお互いに自分の農地にトラクター等を入れるのに</p>

	<p>相手の土地を借りなければ入れない状態でしたが 今回互いに交換して、効率的に使いたいということであり 農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>次に10番ですが、この土地も渡し人の土地を借りなければ 受け人の土地に入れない、話をしたところ譲ってくれることにな ったそうです。農地法第3条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>7番から10番までの 4件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、7番から10番までの 4件について、 許可と決します。</p> <p>次に11番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、耕作利便です。 受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に12番 1件について、付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子委員	<p>田村12番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>5月10日、事務局会議室において佐久間会長、吉田会長職務代理者、事務局とともに農業開始の事前審査会を行いました。</p> <p>農業が好きで野菜作りに興味があり、農地を借りて農業開始をすることにしました。収穫した野菜は出荷する予定です。</p> <p>必ず耕作する旨の確約書が添付されており許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>12番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、12番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭委員	<p>逢瀬1番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は水路の設置です。農地区分は第1種農地と判断しました。申請人は現在、農業用倉庫を建てる計画を進めております。計画地内に法定外水路があるために</p>

	<p>それに代わる水路を設け、市に寄付することで法定外水路の払い下げが可能になるということです。</p> <p>郡山市の担当課との協議により、申請地に新たな水路工事を行います。水路工事ですので、周辺農地への営農条件の支障はないものと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aでおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(i)で農業用道路、農業用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に2番1件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は自宅への通路です。この土地につきまして</p>

	<p>5月13日に現地調査をし、話を聴いて来ました。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。現在、市道より法定外道路を経由して出入りしていますが、道路に勾配があり狭く、出入りが容易でない状況があるので、道路を作って不便を解消したいそうです。</p> <p>自己所有地なので既に許可なしで造成してしまい、顛末書を添付して申請に至りました。雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。申請地の南西側は道路に隣接し、東側は宅地のため、農地の分断に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>よって、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。

	<p>次に3番と4番の 2件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>中田3番と4番の調査の結果を報告いたします。 3番の申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 5月13日に調査を行っております。転用の目的は畜舎及び農業用倉庫の設置で、これは追認案件です。農地区分は農用地です。 申請人は約50年前の父親の時代から利用していきまして建物も既に建設されており、顛末書も添付されております。 次に4番ですが、申請の事由は農業用倉庫の建設です。農地区分は第1種農地と判断しました。これも追認案件です。約30年前、道路整備事業の際に土砂置き場として使用し、現在は、農機具置場として使用しております。 これも既に建物が建てられており、顛末書も添付されております。 これらの農地の排水は自然浸透で、汚水の発生はありません。 また、土砂の流出もないと思われます。周辺農地の営農条件の障害はないと思われます。 調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますがご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番と4番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として 利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために 行われる農業用施設事業です。</p>

	<p>次に4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(iii)でたい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番と4番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は畜舎の建築です。5月12日に事務局職員とともに現地調査及び聴き取り調査を行いました。農地区分は農用地です。借人は牛の繁殖をやっておりまして、現在親牛25頭を飼育していますが、新たに牛舎を建築しまして80から100頭に拡大する計画であります。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画変更済みで土地改良法第42条の協議済みであります。申請目的実現の确实性や周辺農地の営農条件への障害もありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく</p>

	許可相当と思われますがご審議のほど、よろしくお願いたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 4条3番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで 4条3番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が 30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は駐車場敷地です。農地区分は第2種農地です。 受け人は運送会社を経営しており、以前から駐車場を 探していたところ、知人から紹介があったとのこと。 渡し人は高齢により、土地の管理に自信がなくなってきたため 今回の申請になりました。 また申請地ですが、以前から駐車場として利用しており 顛末書が添付されております。申請地は北側、東側が</p>

	<p>道路に面し、西側に農地、南側に住宅となっており 使用目的が駐車場のため、取水、汚水はなく、 雨水は自然浸透となります。一部の改良工事を行い、 周りに迷惑のないように使用するとのことです。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4条2番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 4条2番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>片平3番の調査結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は水道工事に伴う資材置場、駐車場の一時転用です。</p> <p>5月13日に現地調査及び代理人に電話で確認しました。</p> <p>申請地は以前にも、一時転用されており現在は休耕中の土地で あります。</p> <p>周辺農地への影響もなく、一時転用後に農地として</p>

	<p>利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われるが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 4条3番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認めらる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>富久山4番の調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は駐車場の設置です。農地区分は第3種農地と 判断しました。借人は現在、日和田町高倉で運送業を営んでおり 新規に福原にできる事業所との契約ができたために</p>

	<p>近くにトラックを駐車できる土地が必要になったため 今回の申請になりました。</p> <p>申請地は周りに事業所や宅地に囲まれた農地です。 駐車場の用地として使用するため、日照、汚水の心配はなく、 雨水も隣の農地に極力流れないように傾斜をつけて整地を するとのことです。周辺農地への障害も心配ないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、 公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は、許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。</p>

	<p>1番と2番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>利用権設定1件、所有権移転1件の申請があり、 現地調査及び審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件を満たしており適当であると 認められますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の 2件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の 設定等について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>最適化活動の目標につきましては5月10日の定期総会で 決定しました。その後、県から5月10日付けで最適化活動のうち 農地の集積につきまして、目標年度の変更の通知がありました。 現在、決定いただいた目標年度は令和5年度でしたが 令和11年度に変更するとの内容でしたので 今年度の新規集積面積は、令和4年度から令和11年度までの 8年間でということになり、年間4%の集積になります。 農地面積12,100haの4%、今年度の新規集積面積は484haです。 今年度末の集積面積はこれまでの4,614haと新規484haを加算して 5,098ha、今年度末の集積率は42.1%になります。</p> <p>2年間で70%までの集積率はなかなか厳しいので 令和11年度の目標にして年間4%ずつ、484haは現在100haの 約5倍で大変厳しいですが、8年間での郡山市の集積率目標を 70%に変更したいと考えております。</p> <p>次のページですが別紙1(変更前)、令和4年度の集積率は</p>

	<p>54%だったものを別紙2（変更後）、毎年4%ということで38.1%に4%を加算して42.1%に変更したいと考えています。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。</p>
藤田 稔 委員	<p>11年まで延びた理由と点検・評価の面積も変わるといふことでよろしいか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>始めに点検・評価ですが、後ほど計算し直したものを お配りいたします。</p> <p>県からの通知ですが、中間管理機構の基本方針も変更になったことから、県が作成しています農業経営基盤強化の促進に係る基本方針も変更するということで、それに沿った内容で今まで令和5年を目標にしていたが、2年間で70%は厳しいので県の方針も令和11年度を目標にすることになりましたので、当農業委員会も変更したいという理由です。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>事務局から補足説明があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>別紙2の変更後ということで、農地集積の各地区別の目標が変わりましたので、後ほどお配りいたします。</p>
議長	<p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から28番までの28件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p>

	<p>続いて、報告第2号「農地等の競落について」 次のとおり、1番 1件について、 先に適格と決し、農地等の買受適格証明書を交付した 競落者から売却調書の提出があり 農地法第3条第1項の規定により許可証を交付したので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による 通知について」 次のとおり1番 1件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。幹事長。</p>
濱津 洋一 委員	<p>幹事会からご報告があります。 先ほど幹事会を開きまして、会長、職代、事務局長はじめ皆さんと 令和4年度郡山市農業委員会行政視察研修について検討しました。 その結果、総合的に判断して細心の注意をもって 実施したいということで結論に至りました。皆さんご存じのとおり 行政の視察研修に関しましては、第19期の農業委員と第2期の 最適化推進委員の研修になりますので3年に1回の研修になります。 日程は7月6日から8日で準備しています。お忙しい時期だと 思いますが、是非ご出席よろしくお願いたします。必要事項、 出欠は期日を守って、事務局に提出していただければと思います。</p>
議長	<p>その他、皆さんからありませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第13回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第13回総会（令和4年5月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

12件で、田 11, 314㎡ 畑 15, 867㎡ でした。

第4条 農地転用は

4件で、農業用施設2件、水路1件、通路1件でした。

第5条 農地転用は

4件で、駐車場3件、農業用施設1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。